

相模原市ファミリー・サポート・センター利用会員登録確認書

[いずれかにチェックしてください]

☐ 相模原市ファミリー・サポート・センターの入会説明会に参加しました。

☐ 相模原市ファミリー・サポート・センターの説明動画①～④を視聴しました。

上記☑により、利用会員の登録を希望します。

	確 認 事 項	チェック
1	ファミリー・サポート・センターは、利用会員と援助会員が、身近な地域で行う支え合いの活動です。短期的・補助的なものに限ります。ベビーシッターとは違います。	☐
2	援助会員はボランティアの気持ちで協力して下さる地域の方達です。お互いに約束したことを守るなど信頼関係を大切にしてください。	☐
3	サポートを通して知り得た個人情報（※）は他の人にももらしたり、SNS への投稿等をしてください。退会した後も同様です。（※氏名や住所等により個人を特定できる情報）	☐
4	利用会員一世帯につき、原則援助会員お一人の紹介です。	☐
5	利用申込から援助会員の紹介まで約 2～3 週間かかります。	☐
6	援助会員の登録状況、依頼の内容、時間帯等によっては援助会員を紹介できない場合があります。	☐
7	お約束したサポート当日に援助会員自身の体調やご家族の緊急な用事等でサポートが出来なくなる場合があります。	☐
8	事前打合せ（顔合わせ）は、アドバイザーが立ち合い、利用会員は必ず子どもを同伴し、平日の日中に行います。土日祝日の事前打合せはできません。	☐
9	利用会員からサポートをキャンセルする場合、利用予定日の前日午後 8 時を過ぎてのキャンセルの連絡には、キャンセル料がかかります。	☐
10	センターではサポート中の事故に備えて補償保険に加入していますが、事故が起きた場合は、基本的には会員間で解決していただきます。事故が発生した場合はすぐにセンターへ連絡してください。	☐
11	会員本人、子ども、同居の家族が体調不良の時は、サポートは出来ません。 会員のお子さんの通っている小学校や保育所、幼稚園等で感染症が発生し、学級閉鎖、休校、臨時休園になった時は、対象児が健康であってもサポートは出来ません。	☐
12	事前打合せで話し合った内容以外のサポートは、お願いできません。 事前打合せの内容に変更がある場合や登録書の内容に変更がある場合（住所、電話番号等）また、ペア解消、退会をする場合は、必ず利用会員からセンターに連絡してください。	☐

登録にあたり確認事項について理解、了承しました。

令和 年 月 日

(20 年)

利用会員氏名